

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存（保存管理）

1 現状

本史跡の指定地は、独立峰である郡山の山地部及び南麓の御里屋敷と呼ばれている区域であり、面積の大半を占める前者は樹林で覆われた環境にある。

このため、樹木の成長や枯損木により遺構のき損がみられるとともに、樹木の成長により、郭が確認しにくい箇所が多数あり、従来は見ることできた眺望景観が制約されてきている面がある。

樹林に関しては、近年照葉樹林（シラガシなど）が広がりを見せ、その堅果（ドングリなど）を餌とする野生動物（イノシシ、シカなど）が増加している。これら樹林による日陰の影響やシカの食害で裸地化（林床植物の減少）が進み、土砂の流出や土砂崩れの原因の一つとなっている。加えて、裸地化した郭をイノシシが掘削し、遺構が壊された箇所が多数ある。

また、史跡指定地の一部では、法面が崩落した箇所があるとともに、郡山の南側山麓部（史跡指定地外を含む）は土砂災害特別警戒区域等に指定されている。加えて、郡山城跡の南麓部では、大雨による土砂の流出が指摘されている。

史跡指定地の土地所有は、山上一帯を中心に全体の約2/3を安芸高田市が所有しているが、残りの約1/3は民有地となっている。

維持管理については、ボランティアによって年数回、本丸を中心に主要な郭の草刈りや清掃活動が行われている。こうした活動においては、参加者の安全確保や体調管理と合わせて、破城の歴史を伝える石垣の石材や裏込石（石垣の壊され方が分かる）、礎石が移動しないよう遺構の保存に留意することが求められる。

また、登山道・遊歩道については、シルバー人材センターによる日常的な清掃活動が行われ、倒木があった場合には、教育委員会が連絡を受け対処している。

保存施設については、史跡標柱や境界標、説明板を段階的に整備してきているが、整備から年月が経った説明板については老朽化が進んでおり、一部は再整備している。

こうした史跡の管理は、教育委員会が中心となって担ってきているが、史跡の管理団体の指定は受けていない。

調査に関しては、昭和60年度(1985)から62年度(1987)にかけて国庫補助を受け、旧吉田町教育委員会が実施した史跡郡山城跡管理計画策定事業において、現地調査や史料調査、空中写真測量、平面図作成を行っている。

その後においても考古学的調査や史料調査により、郡山城跡の歴史的な解明や価値づけが進んでおり、さらなる進展が期待される。



史跡標柱と説明板



境界標

2 課題

史跡の保存に関する現状及び文化財を取り巻く環境を踏まえ、今後の史跡の保存について検討すると、保存管理と調査・研究に関して、次のような課題があがってくる。

こうした課題は、相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関係する面が多く、対策を検討する場合は、相互の関連性・連携を考慮することが、より効果的・効率的な施策・事業の設定につながる（活用、整備、運営・体制も同様）。

(1) 史跡の保存管理に関する課題

■「森林（樹林）や樹木の管理」の必要性

- 史跡指定地内の樹林・樹木のうち、主要な郭やその周辺、登山道・園路沿いについては、定期的に点検する必要がある。
- 史跡の環境・景観の保全（風致保安林）、遺構の保存、来訪者の安全確保、及び防災や自然環境について考慮しながら、遺構をき損する恐れのある樹木、郭の保存及び見学に支障のある樹木、危険木、眺望景観（史跡内から周辺の眺望、史跡外から郡山城跡の眺望）と樹木のあり方や対応策について検討する必要がある。このうち遺構の保存や安全面に影響を与えるものについては、適切な枝打ち・伐採を検討する必要がある。
- 郡山の史跡指定地外においても、前記と同様に樹林・樹木の管理に取り組む必要がある。
- 植林された樹木に対する適正な森林管理のあり方について検討する必要がある。
- 竹林の拡大や松枯れ、植生の変化への対策を検討する必要がある。
- 土砂崩れが懸念される急傾斜地などでは、植生を把握し、落葉広葉樹の疎林として林床植物を繁茂させ、森林（樹林）の管理（樹種転換、育成）等を検討する必要がある。
- 大正10年(1921)に郡山の管理・保全を図るため、広島県により風致保安林に指定されたが、100年以上が経過した今日、樹木の成長、環境の変化もあり、施業要件、樹木の保全・伐採基準等についても再検討する必要がある。なお、風致保安林については、広島県の保安林担当部署と協議・調整した上で、樹木の保全・伐採のあり方を方向づける必要がある。

■「破城の歴史を伝える石材や礎石、その他の地上遺構の保存」の必要性

- 郭内等に遺存している石垣の石材や裏込石は破城の歴史を伝える遺構であり、草刈りや清掃活動等において移動しないよう、遺構の保存の方法、留意点を分かりやすく伝えるなど、行政とボランティアの連携をより密接に確保する必要がある。
- 露出している礎石や石塁の石材についても、上記同様に移動しないようにするとともに、その他の地上遺構を含め、その保存に留意する必要がある。
- 来訪者や維持管理による遺構のき損を防止するため、注意看板の設置又は説明板への注意の記載の必要がある。



郭一帯を覆う植林した樹木

■「鳥獣・害虫被害への対策」の必要性

○郭（石垣，切岸，堀切，池，井戸を含む）のき損につながる鳥獣・害虫被害への効果的な対策を検討する必要がある。特に，近年シカの食害による裸地化が進んでいる箇所があり，イノシシにより礎石や遺構面が掘削される箇所もある。裸地化や掘削防止について早急な対応が求められる。この対策について，景観や遺構等を傷つけないよう配慮しつつ，防護柵を設置し状況を観察する等，試験的な実施を検討する必要がある。

○来訪者の安全確保の面からも，鳥獣・害虫被害対策を検討する必要がある。

○鳥獣・害虫被害対策については，関係部署と連携し，生息個体数を少なくすることなど，郡山一帯だけでなく安芸高田市全体での対策も必要である。

■「登山道・遊歩道の整備と維持管理」の必要性

○登山道・遊歩道は，史跡の活用に加え，維持管理や復旧の動線でもあり，その維持管理に取り組むとともに，劣化・き損が生じている箇所については復旧を検討する必要がある。

■「保存施設（標柱，説明板）の整備と維持管理」の必要性

○保存施設（標柱，説明板）については，計画的・段階的に整備しているが，今後とも未整備の箇所への整備を進めるとともに，老朽化しているものの更新を図る必要がある。

■「市民等と行政の協力・連携」の必要性

○本史跡の保存・活用の協力者・支援者の確保に向け，広く情報発信することや人的ネットワークの形成に向けた検討が期待される。

○市民及び広く関係者や本史跡の保存・活用の支援者と行政の協力・連携を進め，史跡の保存・活用の体制を強化することが期待される。

■「現状変更への対応」の必要性

○本計画で明らかにする現状変更の取扱基準に基づきながら，現状変更適切に対応する必要がある。

■「追加指定や土地の公有化への対応」の必要性

○郡山の史跡指定地外について，追加指定を検討する必要がある。

○追加指定した土地を含め，土地の公有化を検討する必要がある。

■「管理団体の指定」の必要性

○本史跡の管理団体として，安芸高田市が指定されるよう取り組む必要がある。

(2) 調査に関する課題

■「郡山城跡及びその周辺の現況の調査」の必要性

○石垣の保存状態や石垣の石材・裏込石，礎石の分布，地表面の観察を行い，その状況を把握・整理する必要がある。

○防災対策を含め郡山一帯の植生，地質・土壌の専門的な調査を行う必要がある。

■「考古学的調査の実施」の必要性

○郡山城跡や山麓部の状況等を解明するため，特定区域の試掘・発掘調査等の実施について検討する必要がある。

■「文献・史料調査の実施」の必要性

○今後とも引き続き，大学等の関係機関と連携しながら，文献・史料調査を計画的に進める必要がある。

第2節 活用

1 現状

郡山城跡やその周辺には、登山道・遊歩道を整備し、複数の史跡へのアクセスを確保しているとともに、主要な動線沿いには、誘導標識や案内板、説明板を整備している。

ただし、登山道・遊歩道については、土砂の流出や段木（階段）の腐食による傷みが進んでいる。

また、大通院谷においては、砂防工事に伴い発掘調査を行い、広島県が大通院谷川砂防公園を整備し、史跡利用と合わせ、市民の憩いの場、観光交流の資源として活用されている。

郡山城跡に関連する活用としては、NHK大河ドラマ「毛利元就」の放送決定（平成8年(1996)2月、放送は平成9年(1997)1月5日～12月14日）を受け、同年3月に元就ハウスオープン、同年10月「元就村」開村（平成8年(1996)10月5日～平成9年(1997)11月30日）を行った。これらは毛利元就生誕500年記念事業として行い、元就村には50万人を超える来場者があった。

また、安芸高田市歴史民俗博物館においては、開館した平成2年(1990)以降、ほぼ毎年、毛利氏関係の企画展を実施している。企画展の期間は概ね1～2か月が中心であるが、平成9年(1997)～10年(1998)にかけては、前記の元就村に連動させ1年間開催し、約21万人の来場者数があった（毛利氏関連企画展一覧は次頁の表を参照）。

この他の主として近年のソフト面の活用としては、次のようになる。

○平成18年(2006)の日本100名城の選定以降、全国各地からの登城者が増加している。

○100名城スタンプの効果が大きく、平日でもスタンプ目当ての観光客が増加した。

○城跡のガイダンスでスタンプ設置施設でもある歴史民俗博物館の来館者が増加（2009年から約2倍）となっている。

○観光協会主催のウォークラリー（麓周り）が実施された。

○小学校の郡山城案内は郡山城史跡ガイド協会の協力で随時実施されている。

○平成30年(2018)はNHKテレビ番組（Eテレ、BS）で郡山城及び周辺の城跡が特集された。

○毎年7月16日は元就墓所で墓前祭が開催されている。

来訪者への案内・ガイドについては、郡山城史跡ガイド協会により、希望があった団体や個人に対して予約制で有料ガイドを実施している。また、歴史民俗博物館（安芸高田市教育委員会）主催の郡山城見学会は、外部講師や広島県教育委員会職員の案内で随時実施している。

一方で、郡山城跡を中心にした一般客を対象にしたイベントがないこと（墓前祭は招待者中心で、桜まつりは地元住民の山麓の花見イベントであり、郡山城祭り等の広く史跡の魅力を啓発するイベントが必要）、定期的な城跡見学会は開催されていないことが、問題点として指摘される。また、郡山城（跡）や毛利元就への関心は、旧吉田町とその他の合併町とでは異なり、その活用もやや限定的といえる。

さらに、市外・県外からの郡山城跡への来訪者は、日本百名城の選定もあり比較的多いといえるが、それに比べると市民の利用は少ない状況にある。

表 5-1 安芸高田市歴史民俗博物館 毛利氏関連企画展一覧

年度	企画展名	期 間	来場者数
2	毛利元就展(第1回)	平成2年4月3日～5月6日	10,043
	毛利元就展(第2回)	平成2年7月28日～8月15日	2,704
3	毛利隆元・吉川元春・小早川隆景展	平成3年4月20日～5月30日	5,012
	郡山城下町と主な城下町展	平成4年3月7日～3月29日	867
4	毛利輝元とその時代展 -吉田郡山・広島・萩,中世から近世への激動の時代を追う-	平成4年4月25日～5月31日	3,725
5	描かれた郡山城展 -絵図にみる戦国の城と城下町-	平成5年10月23日～12月7日	2,047
6	毛利氏関連展示なし		
7	毛利氏関連展示なし		
8	郡山の信仰展 -満願寺の歴史-	平成8年4月17日～6月9日	9,125
	安芸郡山城と吉田 -毛利氏本拠城・安芸郡山城と城下吉田を再考する-	平成8年10月9日～12月1日	26,533
9	「中世吉田ゾーン」開設	平成9年4月1日～平成10年3月31日	209,369
10	近世資料にみる戦国吉田と毛利元就 -萩藩を中心に作られた戦国毛利氏の見聞記録-	平成10年10月27日～12月6日	2,052
11	毛利氏の歴史遺産 -記録にみる戦国・毛利氏の伝世品を探る-	平成11年10月30日～12月5日	1,685
12	毛利氏関連展示なし		
13	記録にみる郡山場内の実像 -新史料から郡山城内の構造を探る-	平成13年10月27日～11月30日	632
14	毛利氏関連展示なし		
15	郡山を掘る・郡山大通院谷遺跡展	平成15年3月29日～6月29日	2,229
	毛利輝元と二つの城 -広島築城と残された吉田郡山城-	平成15年11月1日～11月30日	1,772
16	毛利氏関連展示なし		
17	毛利氏の古文書と新収藏品展	平成17年4月29日～6月26日	1,451
	毛利元就と中世安芸高田	平成17年10月29日～12月4日	1,555
18	毛利氏関連展示なし		
19	郡山城 -毛利氏260年の城-	平成19年4月6日～6月3日	1,751
20	絵図になった風景 -安芸高田 毛利の城から村・町まで-	平成20年4月29日～6月29日	1,442
	小企画展 毛利元就郡山籠城日記を読み解く	平成20年8月1日～8月30日	902
21	毛利氏関連展示なし		
22	小企画展 猿掛城	4月～6月	データなし
23	小企画展 毛利元就	9月～	データなし
24	毛利元就をめぐる女性たち	平成24年11月2日～12月9日	1,151
25	毛利隆元 -名将の子の生涯と死をめぐる-	平成25年10月26日～12月8日	2,118
26	幕末広島吉田支藩と御本館 -郡山山麓に築かれた大名屋敷-	平成26年10月25日～12月7日	1,431
27	戦国安芸高田の山城 -毛利氏の夢の跡-	平成27年10月31日～12月13日	1,486
28	毛利興元	平成28年10月29日～12月11日	1,664
29	毛利氏関連展示なし		
30	中世の刀と安芸高田	平成30年4月27日～6月30日	2,802
	安芸穴戸氏 -毛利一族,四本目の矢-	平成30年10月27日～12月9日	1,993
令和	芸石国人 高橋一族の興亡	令和元年10月26日～12月8日	2,065

2 課題

史跡の活用に関する現状及び近年の歴史文化や観光の動き（文化財保護法の改正，体験型観光・歴史の追体験へのニーズ，外国人観光客の増加）を踏まえ，今後の史跡の活用について検討すると，次のような課題があがってくる。

■「郡山城跡をはじめとした文化財や歴史文化の啓発及びP R・情報発信」の必要性

- 郡山城祭りをはじめ広く史跡の価値や魅力を啓発及びP Rするイベントについて検討する必要がある。
- これまでの調査成果を反映させながら，郡山城跡を中心としたパンフレット等の作成を検討する必要がある。
- パンフレット等の作成と関連させながら，I C T（情報通信技術）の活用に取り組み，安芸高田市の文化財や歴史文化のP R・情報発信をより一層進める必要がある。
- P R・情報発信においては，行政と関係団体（安芸高田市観光協会，郡山城史跡ガイド協会ほか…以下同様），市民等が連携して取り組むことが大切である。
- 郡山城跡の活用，及び遺構の保存や清掃美化活動への参加においては，市民全体としての取組の観点から，情報提供や啓発を図る必要がある。

■「文化財や歴史文化を活かした社会教育・学校教育の充実」の検討

- 郡山城跡をはじめとした文化財を市民が学び・体感し，文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう，学校教育や社会教育において文化財や歴史文化を活かした取組のより一層の充実を図る必要がある。

■「文化財や歴史文化を活かした観光・交流の展開」の検討

- 文化財や歴史文化は多様な役割や可能性を有しており，観光・交流の資源としても活かし，地域の活性化につなぐ必要がある。

■「郡山城跡に関連した周遊ルートの設定」の検討

- 郡山城跡や関連した文化財や観光資源をつなぐ周遊ルートを設定する必要がある。

■「周辺の文化財や観光資源等，及び市域内外の関係する文化財とのネットワークづくり」の検討

- 文化財は単独での活用だけでなく，他の文化財や地域資源とつないで活かすことによって，より活用の幅や効果が高まることが想定できることから，郡山城跡においても，そうした観点からの活用を進める必要がある。
- その際，関連文化財群※1や歴史文化保存活用区域※2の考え方を踏まえ，ネットワークづくりや周辺環境との一体的な整備・活用を検討することが効果的である。

■「外国人を含めた受け入れ体制の充実」の検討

- 観光客・来訪者を増加させることは，地域の活性化や史跡の活用につながることから，文化財に対する理解やマナーの周知に努めながら，関係団体や地域活動団体と連携し，外国人を含めた観光客・来訪者の受け入れ体制の充実を図る必要がある。

■「歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化の取組」の検討

- 市民・地域活動団体の協力と参加を促進しながら，郡山城跡を含め歴史文化を活かしたまちづくり・地域の活性化を促進する必要がある。

※1 関連文化財群

地域的に広がりを持って存在（分布）する有形・無形，指定・未指定の文化財を，相互に関連性のある一定のまとまり（つながり）としてとらえ，関連づけて保存・活用していくもの。

様々なテーマやストーリーのもとで，関連する複数の文化財をつないで活かす方策で，教育文化，観光振興等の多様な活用が想定できる。

第3節 整備

1 現状

史跡指定地やその周辺において、郡山城跡の保存・活用等に関する整備の状況を概略的に整理すると、次のようになる（第1章第1節「1 計画策定の沿革」の表を参照）。また、最近10年間（平成21年度(2009)～30年度(2018)）の史跡の維持管理に関する工事の詳細は次頁の表のとおりである。

なお、史跡の整備については、保存のための整備と活用のための整備に大別できる。また、史跡の保存・活用とは直接関係しない整備についても、保存に影響する事項として現状変更に対応していることから追記する。

<主として保存に関する整備（概要）>

- 立木伐採：倒木，枯損木，危険木，支障木
- 墓所・参道の修繕（石垣，玉垣，門扉）
- 説明板（保存施設）の整備・修繕
- 木製フェンスの設置
- 井戸安全対策（落下防止の網設置）
- 石灯笼安全対策修繕



玉垣，門扉の修繕

<主として活用に関する整備（概要）>

- 安芸高田市歴史民俗博物館の建設・運営
 - ・平成2年(1990)3月，吉田町歴史民俗資料館として開館（現在地に新築移転）
 - ・平成22年(2010)，館名を「安芸高田市歴史民俗博物館」と変更
- 郡山展望台「百万一心」文字イルミネーション設置
- 毛利氏墓所休憩所の整備（新築）
- 登山道・遊歩道の整備・修繕（木製階段，石階段，土留め柵，盛土，横断溝ほか）
- 案内表示板（案内板，誘導標識）の整備・修繕
- 「日本百名城」石碑設置，「日本百名城郡山城」大看板設置
- 郡山城下町案内板整備
- 郡山城跡パンフレットBOX設置
- 展望台一字三星紋幕設置
- ベンチの設置・修繕ほか



登山道の段木の腐食や土砂の流出

<その他の整備（概要）>

- 御里屋敷跡伝承地（旧少年自然の家）：排水管修繕，アスファルト舗装，工作物（置き型プレハブ）設置
- 難波谷砂防堰堤建設工事



「日本百名城」石碑

※2 歴史文化保存活用区域

有形のものだけでなく、無形のものも含めて文化財が特定の地域に集積している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出することが望ましい区域。各区域において、文化財の保存と合わせて、歴史文化を活かしたまちづくりにつながることが期待される。

表 5-2 最近 10 年間（平成 21 年度 (2009) ～ 30 年度 (2018)）の史跡の維持管理に関する工事

年度	内 容	備 考
21	大通院谷・葉研堀看板（盤面入替） 御蔵屋敷の壇・三の丸石垣看板 勢溜の壇（台移設），尾崎丸（盤面入替のみ） 展望台看板，誘導標識等 13，ベンチ 3 伐採 15 本 西谷西地点石垣・鍛冶炉跡看板設置	臨時交付金事業
22	大雨災害吉田高校上崩落他 2 箇所 現状変更により各修繕工事	※災害復旧工事として事業課が対応，但し車両通行が可能な復旧はなされなかった。
23	毛利氏墓所・休憩所下石垣崩落復旧工事	
24	パンフレット BOX3 箇所設置 郡山公園登山口石碑移設 毛利一族墓所モミジ古木倒木対応 釣井の壇・井戸安全対策（柵修繕・網設置等）	未来創造事業
25	看板修繕 2（盤面張替），城跡周辺誘導標識 2 百名城看板（安芸高田市放課後児童クラブ：イルカクラブ） 同垂幕設置	未来創造事業
26	難波谷谷止工（県事業）現状変更調査対応	
27	毛利氏墓所内枯木伐採	
28	急傾斜地崩壊対策事業（県事業）幼稚園裏試掘調査	
29	登山道階段枕木 5 本修繕，危険木伐採 3 本 嘯岳禪師墓石灯籠安全対策	
30	墓所上登山道修繕，毛利氏墓所・休憩所下石垣修繕	

2 課題

史跡の整備に関する現状を踏まえ，史跡指定地の周辺を含め今後の整備のあり方について検討すると，次のような課題があがってくる。

【主として史跡の保存のための整備の課題】

■「郡山の地形の保全と防災対策」の必要性

○近年の気候変動や郡山における災害状況，その危険性を踏まえ，郡山の地形の保全と防災対策に取り組む必要がある。

■「森林（樹林）や樹木の管理」の必要性

※その他，本章「第 1 節 保存（保存管理）」を参照…伐採等に関する事項

■「鳥獣被害対策」の必要性

○来訪者の安全確保，遺構の保存の観点から，鳥獣被害対策を施設整備の面を含めて検討する必要がある。

■「（保存）施設の整備・更新」の必要性

○説明板の整備・更新を，デザインや表示の統一性・共通性に留意しながら，計画的・段階的に進める必要がある。

○安全の確保や遺構の保存のため，囲いの整備・更新を検討する必要がある。

■「管理運営のための施設の整備」の検討

○史跡の維持管理や運営のため，関係団体と協議しながら，用具・備品の倉庫の整備，又はそれらの保管場所の確保を検討する必要がある。

■「文化財保護・維持の検証」の必要性

○郡山城跡の遺構や園路，休憩施設の状況（き損を含む），樹木，下草の状況を定期

- 的に点検・把握する郡山城跡巡視員を設置する必要がある。
- 豪雨時等の直後において被害の有無、災害の状況を把握し、復旧に対応する仕組みを構築する必要がある。

【主として史跡の活用のための整備の課題】

■「アクセスや駐車場の整備・充実」の検討

- 史跡へのアクセスの明確化（誘導標識の整備）について検討する必要がある。
- 現在、史跡利用に資する駐車場は、大通院谷川砂防公園及び安芸高田市歴史民俗博物館の駐車場であるが、利用者（駐車台数）が多い場合の対応を、周辺の民間駐車場の活用を含め検討する必要がある。

■「登山道・遊歩道をはじめとした歩行者動線の整備・修繕」の検討

- 現在ある登山道・遊歩道の維持管理及び修繕に取り組む必要がある。
- 主要な郭間においては、道が確保されていない区間が多数あることから、来訪者の安全の確保と遺構の保存に留意しながら、歩行者動線の設定や整備について検討する必要がある。

■「人にやさしい環境づくり」の検討

- 史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道のその他歩行者動線のうち、遺構の保存に影響しない区間（山麓部付近）については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、坂道への手すりの設置を検討する必要がある。
- 障害者・高齢者、その他要配慮者の利用を考慮しながら、駐車場へのアクセスの明確化や障害者用駐車場（区画）の拡充、見やすい案内板の整備に取り組む必要がある。

■「史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備・充実」の検討

- 郡山城跡へのアクセスに加え、史跡指定地周辺を含めた周遊ルートを設定し、案内板・説明板、誘導標識等の案内表示板の整備・充実を図る必要がある。

■「便益施設（休憩施設、トイレ）の整備」の検討

- 史跡指定地やその周辺において、既存施設の活用・充実を含め、休憩施設やトイレの整備・充実を検討する必要がある。

■「ガイダンス機能の確保・充実」の検討

- 安芸高田市歴史民俗博物館において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の充実について検討する必要がある。
- その他の文化施設、庁舎、観光交流施設において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の確保・充実について検討する必要がある。

■「外国人観光客に配慮した環境整備」の検討

- 外国人観光客の誘致と合わせて、サイン類やパンフレット、ICT（情報通信技術）の活用をはじめ外国人観光客に配慮した環境整備を検討する必要がある。

■「ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備」の検討

- 安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会、その他関係団体、民間事業者と連携しながら、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

1 現状

本史跡の管理団体は未指定であるが、安芸高田市教育委員会が保存・活用及びそれに関わる整備の中心的な役割を担っている。

また、郡山城跡の本丸周辺については年数回、ボランティアによる草刈り、清掃活動、登山道・遊歩道についてはシルバー人材センターにより日常的な清掃活動が行われている。

活用に関しては、郡山城史跡ガイド協会が中心となって、郡山城跡を訪れる観光者に案内・解説を行っている。

こうした関係団体との情報共有や連携を図りながら、安芸高田市教育委員会として現状変更への対応を含め、史跡の保存・活用に取り組んでいる。

2 課題

史跡の運営・体制に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存・活用に関する運営・体制の整備について検討すると、次のような課題があがってくる。

■「関係権利者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の取組の展開」の必要性

○広大な面積を擁し、かつ、山中を中心に広がる郡山城跡を、将来にわたり確実に保存し、有効に活用するためには、土地所有者をはじめとした関係権利者、市民・地域活動団体の協力や参加、協働の取組を進める必要がある。

■「市内外の人々・団体とのネットワークづくり」の必要性

○史跡の保存・活用においては、前記の関係権利者、市民・地域活動団体に加え、幅広い協力・支援、参加が推進力になり、市内外の人々・団体とのネットワークづくりに努める必要がある。

■「市民等への情報の提供（共有化）・発信の体制づくり」の必要性

○前記の協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。

■「管理団体の指定」の必要性（再掲）

※本章「第1節 保存（保存管理）」を参照

■「庁内の連携体制の強化」の検討

○史跡の保存・活用においては、文化財保護を担う教育委員会だけでなく、観光や建設、農林等の担当課も関係することから、庁内の連携体制を強化する必要がある。

■「国・県、その他関係機関・研究機関との連携の強化」の検討

○史跡の現状変更や整備においては、国・県との連絡・調整や支援が不可欠であるとともに、調査・研究においては、研究機関や学識経験者の協力が求められることになり、こうした関係機関等との連携を図る必要がある。

■「保存・活用の全体的な体制の充実・強化」の必要性

○本史跡の保存・活用を効果的かつ強力に進めるため、所有者や関係団体、市民、地域活動団体、さらには広範な人的ネットワークを含め、全体的な体制の構築及び充実・強化を図る必要がある。

■「外国人を含めた受け入れ体制の充実」の検討（再掲）

※本章「第2節 活用」を参照

第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針

第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）

本史跡は、中世から近世初頭の山城跡で、毛利元就・隆元・輝元の時代は山陽・山陰10か国を領有する戦国大名の本拠となり、その歴史文化を今に伝えている。

本史跡の価値については「第4章 史跡の本質的価値」で明示しているが、こうした価値や特色を確実に保存して未来に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用・整備の取組を進めていく必要がある。

また、具体的な取組を展開するためには、安芸高田市が土地所有者をはじめとした関係権利者や関係団体、市民・地域活動団体との連携を図りながら、史跡の保存・活用・整備を支える仕組み・体制を構築することが求められる。

その上で、市民・地域活動団体の参加・連携、そして協働のもとに、日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、史跡の調査や整備、及び教育文化、観光、まちづくり、地域活性化の観点から、史跡を活かす取組も重要になる。

このため、郡山城跡に関わる様々な主体・市民が共有する、史跡の保存・活用の基本理念（目標）を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定する。

【史跡の保存・活用の基本理念（目標）】

**毛利氏の歴史文化を今に伝える
郡山城跡の価値と特色を
市民・地域の支えで永く守り、活かす**

第2節 取組の基本方針

1 保存（保存管理）の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の保存の現状及び課題を踏まえるとともに、前記の基本理念（目標）を考え方の根本に据え、史跡の保存の基本方針を調査・研究と保存管理の観点から設定する。

【調査・研究の継続実施】

- 郡山城跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理・再確認する。
- 学識経験者と連携しながら、文献・史料調査、関係する研究論文やその他資料の調査・把握を持続的に行う。
- 文献・史料調査との関連を考慮しながら、目的を明確にして発掘調査の実施を検討する。
- 上記の各種調査、資料・データの整理で得られた成果を、適正に収蔵保管、記録、整理及び研究するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、適切に公開・活用する。⇒「活用」を参照
- 全国的な郡山城や山城研究（研究者）のネットワークづくり、センター的な機能の整備について検討する。

【保存管理】

- 郡山城跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）の確実な保存に取り組む。
- 史跡の活用・整備と調整しながら、歴史的環境を構成する要素（B）の保存のあり方を検討する。
- 郡山の山麓付近を対象に追加指定に向けて取り組むとともに、追加指定が行われた場合は、土地の公有化を検討する。
- 遺構をき損する恐れのある樹木や危険木、眺望景観を確保する上で支障となる樹木の扱い、及び森林の適正な管理について検討する。⇒「3 整備の基本方針」を参照
- 専門家や関係機関の協力を得ながら、鳥獣・害虫被害への対策を検討する。
- 市民・地域活動団体と連携しながら、登山道・遊歩道、便益施設の日常的な清掃美化、主要な郭の定期的な点検や草刈り・清掃美化に取り組む。その際、露出した礎石や遺構面、破城の歴史を伝える石垣石材や裏込石の扱い等、遺構の保存のための留意点の周知に努める。
- 市民等に対し、郡山城跡をはじめ文化財の価値や可能性、保護の大切さに関する情報提供や啓発に努める。
- 本計画で定める取扱基準に基づき、現状変更適切に対応する。
- 近年の気候変動や風化の進んだ流紋岩質の地質で急傾斜地が多いことを考慮し、文化財保護の観点に留意しつつ法面の崩落防止に対処する。

2 活用の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の活用の現状及び課題を踏まえるとともに、前記の基本理念（目標）を考え方の根本に据え、史跡の活用の基本方針を設定する。

【啓発及びPR・情報発信】

- 市民・地域活動団体と連携しながら、郡山城跡をはじめとした文化財や歴史文化に

関わる啓発及び情報の提供・発信，文化財を活かした学習機会や体験・交流活動に取り組む。

- これまでの調査成果を反映させ，郡山城跡を中心としたパンフレット等の作成を図る。
- 郡山城跡に関する調査・研究の成果，その他の歴史文化に関わる情報，地域情報を，ICT（情報通信技術）を含め多様な手段・媒体を活用しながら，広く情報の提供・発信に努める。
- 前述の全国的な郡山城や山城研究（研究者）については，情報発信等の活用の面からも機能・内容を検討する。

【教育及び観光，地域活性化の資源としての活用】

- 郡山城跡の活用を通じて，教育文化の振興や観光・交流の促進に取り組むとともに，旧城下町を含めた区域や吉田地域，さらには安芸高田市全体における歴史文化を活かしたまちづくり，地域の活性化につなぐ。
- 関係団体と連携しながら，観光ガイドの養成・活用（利用促進）に努める。
- 関係団体，市民・地域活動団体と連携し，安芸高田市への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制の充実を図る。
- 関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方を考慮し，郡山城跡やその他の文化財の保存・活用を進める。
- 学校教育，生涯学習において郡山城跡や歴史文化の活用を進める。

3 整備の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の整備の現状や課題を踏まえるとともに，前記の基本理念（目標）を考え方の根本に据え，史跡の整備の基本方針を設定する。

【主として史跡の保存のための整備】

- 郡山城跡の価値（本質的価値）を構成する要素（A）については，今後の活用や管理運営を考慮し，遺構の保存のための整備を検討する。
- 歴史的環境を構成する要素（B）については，状況に応じて整備の必要性や内容，事業費を考慮し，保存のための整備を検討する。
- 遺構をき損する恐れのある樹木，郭の保存及び見学に支障のある樹木，危険木，眺望景観（史跡内から周辺の眺望，史跡外から郡山城跡の眺望）と樹木のあり方や対応策について検討した上で，樹木の伐採について慎重に対応する。なお，風致保安林については，広島県の保安林担当部署と協議・調整した上で，郡山城跡の風致や防災機能の確保・保全と史跡の保存・活用とを調整し，必要最小限の伐採を基本に取扱基準を定めることとする。
- 竹林の浸食や松枯れ，植生の変化への対策を整備の面からも検討する。
- 来訪者の安全確保，遺構の保存の観点から，鳥獣被害対策を施設整備の面を含めて検討する。
- 通路（城内道）や切岸をはじめとした遺構が来訪者の歩行動線になることでき損されないよう，遺構の保存の面からも園路の適正な整備を図る。
- 説明板（保存施設）の整備・更新を，デザインや表示の統一性・共通性に留意し，計画的・段階的に進める。
- 井戸跡を対象に，安全の確保や遺構の保存のため，囲いの整備・更新を図る。

- 史跡の維持管理や運営のため、関係団体等と協議しながら、用具・備品の倉庫の整備、又はそれらの保管場所の確保を検討する。

【主として史跡の活用のための整備】

- 屋外に展示する郡山城跡一帯の地形模型の製作を検討する。
- 史跡へのアクセスの明確化に向け、誘導標識の整備・充実に取り組む。
- 駐車場の確保について、周辺の民間駐車場の活用を含め検討する。
- 現在ある登山道・遊歩道の維持管理及び修繕に取り組むとともに、動線が未整備である主要な郭間において歩行者動線の設定や整備について検討する。
- 史跡指定地外を含めた登山道・遊歩道の歩行者動線のうち、遺構の保存に影響しない区間（山麓部付近）については、史跡の景観や利用状況を考慮し、坂道への手すりの設置を検討する。
- 障害者等の利用を考慮し、駐車場へのアクセスの明確化や障害者等駐車場（区画）の拡充、見やすい案内板、手すりの設置（前記）に取り組む。
- 郡山城跡へのアクセスに加え、史跡指定地周辺を含めた周遊ルートを設定し、案内板・説明板、誘導標識をはじめとした案内表示板の整備・充実に図る。
- 史跡指定地やその周辺において、既存施設の活用・充実を含め、休憩施設やトイレの整備・充実を検討する。
- 安芸高田市歴史民俗博物館において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の充実に努めるとともに、その他の文化施設、庁舎、観光交流施設において、史跡毛利氏城跡に関するガイダンス機能の確保・充実について検討する。
- 外国人観光客の誘致と合わせて、サイン類やパンフレット、ICT（情報通信技術）の活用をはじめ外国人観光客に配慮した環境整備を検討する。
- 安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会、その他関係団体、民間事業者と連携し、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備を検討する。

4 運営・体制の整備の基本方針

郡山城跡の価値や史跡の運営・体制の現状及び課題を踏まえるとともに、前記の基本理念（目標）を考え方の根本に据え、史跡の運営・体制の整備の基本方針を設定する。

- 郡山城跡の保存・活用において、関係権利者や関係団体、市民・地域活動団体の協力・参加、そして協働の取組を促進するとともに、市内外の人々・団体による協力体制や人的ネットワークづくりに努める。
- 郡山城跡をはじめ文化財の保存・活用に関わる庁内の連携体制の充実・強化を図る。
- 関係団体と連携し、郡山城跡に関わる情報の提供・発信、文化財や歴史文化を活かした体験・交流活動、観光ガイドの養成・活用に努める。
- 史跡の保存・活用を支える組織づくりや組織間の連携の促進に取り組む。
- 安芸高田市が史跡の管理団体として指定されるように取り組むとともに、関係団体や市民・地域活動団体による連携体制の構築を図る。
- 関係団体、地域活動団体と連携しながら、安芸高田市への来訪者（外国人を含む）を受け入れる体制の充実に図る。（再掲）

第7章 史跡の保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

1 ゾーン区分

郡山城跡を中心に文化財の保存や景観の保全・形成の方向性や内容を、場所に即して検討するため、それぞれの特性に応じた区域（ゾーン）を設定する。

（1）史跡指定地内

■山城跡ゾーン

史跡指定地のうち、山地部の山城跡の区域であり、270に及ぶ郭が存在するとともに、石垣や堀切、切岸、寺跡の遺構が良好に残っている。

■墓所ゾーン

史跡指定地の西側に位置する洞春寺跡及び参道を中心とした区域であり、毛利元就や毛利氏一族の墓所が位置している。

■伝・御里屋敷跡ゾーン

郡山の南側山麓部に位置する内堀で区画された区域（御里屋敷跡伝承地）であり、家臣団の屋敷地が想定される。

（2）史跡指定地外

■山裾等山城跡ゾーン

史跡指定地外の山地部及び山麓部の山城跡を中心とした区域であり、森林の中に郭をはじめとした城郭の遺構や古墳、山麓部には毛利元就火葬場伝承地や大通院谷遺跡が存在し、旧城下ゾーンとの境には内堀跡の存在が想定される。

■旧城下ゾーン

郡山城跡の南麓を中心に広がっていた城下町を中心とした区域であり、往時の町割を継承していると推定される道路（縄手・通り）が存在するとともに、家臣団の屋敷跡と伝承される場所がある。

■北側山麓ゾーン

郡山城跡の北の平坦地や谷部であり、番所（千浪郭群）と推定される遺構もある。現在は道路・農地となっている。

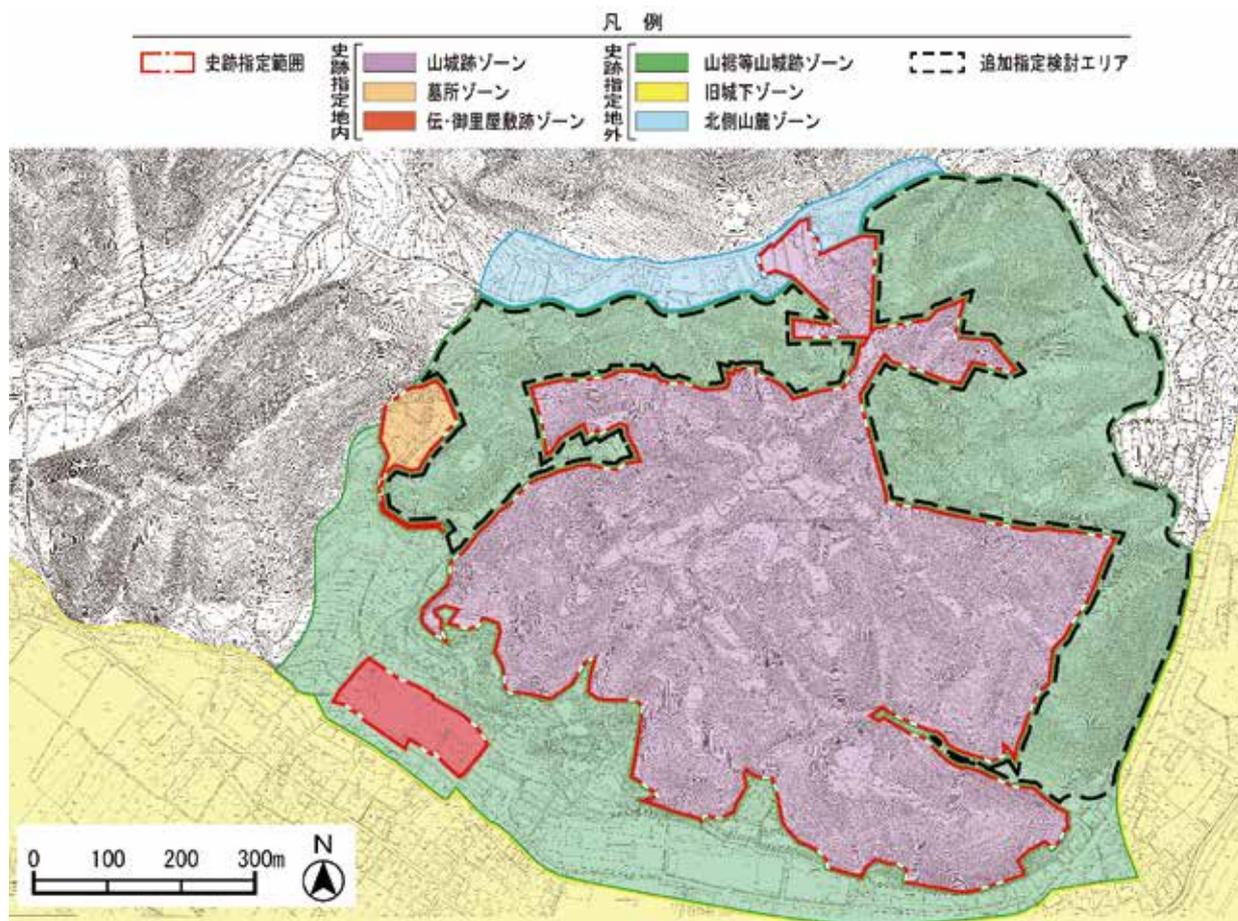


図 7-1 史跡指定地及びその周辺のゾーン区分

2 史跡指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性

史跡指定地における文化財の保存（保存管理）に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

（1）山城跡ゾーン

- 郭や石垣、切岸をはじめとした遺構を保存するとともに、定期的な点検を通じ、き損している場合はその復旧方法を検討し対処する。
- 崩れた石垣及びその石材、裏込石は、破城の歴史を伝えるものであり、原則、石材や裏込石については現状の位置での保存を図る（草刈り、清掃活動で移動させないように留意）。
- 森林の保全・管理、鳥獣被害の確認や対策に取り組むとともに、遺構の保存や環境・景観に配慮しながら、斜面地の崩落防止対策を検討する。
- 園路・登山道（歩行者動線）や説明板等の維持管理に取り組むとともに、修繕や新設においては、必要に応じて盛土を行うなど遺構の保存を前提として対処する。

（2）墓所ゾーン

- 毛利元就や毛利氏一族の墓所、その他遺構の保存を図るとともに、定期的な点検を通じ、き損している場合はその復旧方法を検討し対処する。
- 石垣や雨水排水、参道、休憩所（あずまや）、説明板等の状況を適宜確認し、必要に応じて補修・更新に取り組む。

（3）伝・御里屋敷跡ゾーン

- 原則として、新築・増築は認めないこととし、将来的には建物、その他構造物の撤去により、史跡として、また、史跡のエントランス空間としての土地利用に移行させる。

3 史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性

史跡指定地周辺における文化財の保存（保存管理）や景観形成等に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

（1）山裾等山城跡ゾーン

- 追加指定を目指す区域を含んでおり（下記参照）、史跡指定地となった場合は「山城跡ゾーン」と一体的な保存を図るとともに、郡山公園や神社の既存の建物・施設については、遺構の保存や景観への配慮を前提に、現状変更を認めるなど配慮する。
- 史跡指定地外においても、関係権利者に対して、郭や堀切等の遺構の保存や森林の保存・管理を働きかける。
- 市街地や農地の範囲に存在する遺構（内堀跡、毛利元就火葬場伝承地、大通院谷遺跡）の保存を図るとともに、今後、郡山城跡に関係する遺構、又はその他の文化財が（再）確認された場合は、その保存・活用について検討する。
- 市街地や農地となっている区域については、歴史的・文化的環境と調和した、又はそれを阻害しない景観の保全・形成について、都市計画や屋外広告物等の担当部局

(建設部管理課)と連携し検討する。

<追加指定検討エリア(追加指定を目指す区域)>

○郡山の史跡指定地外のうち、東西及び北側の山地部について、関係権利者の理解と協力を得ながら、追加指定を目指す。

(2) 旧城下ゾーン

○旧城下町の推定範囲については、郡山城跡関係やその他の文化財の保存に努めるとともに、往時の町割、家臣団の屋敷跡に関わる調査・研究を持続的に行う。

○郡山城跡の東側(大浜)においては、郡山城が機能していた時代に、難波谷入口付近に集落、江の川(可愛川)沿いには舟運の港が存在していた可能性があり、調査・研究を進める。

○景観の保全・形成については、前記の「山裾等山城跡ゾーン」と同様に取り組む。

(3) 北側山麓ゾーン

郡山城跡の北及び北東側山麓の平坦地や谷部であり、歴史的・文化的環境と調和した、又はそれを阻害しない景観の保全・形成について、都市計画や屋外広告物の担当部局(建設部管理課)と連携しながら検討する。

郡山城跡に関係する遺構(千浪郭群)の保存を図るとともに、今後、郡山城跡に関係する遺構、又はその他の文化財が確認された場合は、その保存・活用について検討する。

第2節 保存（保存管理）の方法

1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針と取扱い基準（史跡指定地）

現状変更等においては、後述の「現状変更等の取扱い方針と取扱い基準」に基づくこととするが、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を、文化財保護法等に基づき整理しておく（表7-1, 7-2）。

郡山城跡（史跡指定地）において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）となる。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

表7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

1/2

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p><例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築、撤去 ・土地の造成 ○保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> ・石材の薬剤処理 ・遺構の型取り ・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定地への影響（振動, その他） <p>【上記の「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条：次頁（表7-2）を参照）の規定に基づく。</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築, 増築, 改築, 撤去 ○園路・広場の舗装及び修繕 ○工作物（塀・柵, 階段, 水路排水関連工作物, 電気配線, 防災・防犯施設, 説明板, 看板, 電柱）の設置・改修・撤去…土地の形状の変更を行う行為, 保存に影響を及ぼす行為の場合 ○地形・土地の形質の変更, 掘削 ○発掘調査等各種学術調査 ○枯死した樹木の抜根（文化庁長官の許可が必要かどうか文化庁と事前協議） ○遺構・建造物の型取り ○地下遺構の直上又は建造物における重量物の搬入や通行, 耐久構造を弱める行為 ○石・木材の露出遺構の薬剤処理 ○樹木の植栽

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

2/2

権限を有するもの(届出先)	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
安芸高田市教育委員会 (生涯学習課文化財係)	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物(階数が2以下, 建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築, 増築又は改築 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては, 設置の日から50年を経過していない工作物)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱, 電線, ガス管, 水管, 下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取等 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントに利用される仮設建築物の整備(テントほか) ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備(プレハブ事務所, 仮設トイレ) ○既存道路の舗装(再整備) ○埋設されている水管の改修 ○建築物以外の工作物(フェンス, 説明板, 看板, 電柱)の設置・改修・除去…「土地の形状の変更を行う行為, 保存に影響を及ぼす行為」以外の場合 ○木竹の伐採(枯損木, 老朽木の伐採)

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

1/2

区分	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合, 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は, この限りでない。 ○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は, 文部科学省令で定める。(下記) <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令)第4条(上記ただし書きの範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> 史跡, 名勝又は天然記念物がき損し, 又は衰亡している場合において, その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡, 名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては, 当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 <ul style="list-style-type: none"> 史跡, 名勝又は天然記念物がき損し, 又は衰亡している場合において, 当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去(復旧が明らかに不可能な場合) <ul style="list-style-type: none"> 史跡, 名勝又は天然記念物の一部がき損し, 又は衰亡し, かつ, 当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において, 当該部分を除去するとき。 	<p>【省令(左記)に関わる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○き損からの原状復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・工事によって遺構がき損した場合における原状復旧 ○き損の拡大を防止する応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ・露出している遺構の劣化が確認された場合⇒シート, 土のう等の設置による保護 ○復旧が不可能な場合における, き損部分の撤去

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令と行為の内容(抜粋, 要約)	郡山城跡における例
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条 (第 1 項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合, 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は, この限りでない。</p>	<p>○き損や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シート, 土のう等の設置による遺構の保護</p> <p>○立入禁止柵の設置</p> <p>○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※同上</p> <p>※保存に影響を及ぼす行為</p> <p>○主として指定地外での行為により指定地に影響がある行為を指す。</p>	
届出	<p><許可は必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第 127 条</p> <p>○復旧しようとするときは, 管理団体又は所有者は, 復旧に着手しようとする日の 30 日前までに, 文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

(2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地内における現状変更等（現状変更等の許可を必要とする行為…本節「1(1)」を参照）について、取扱方針及び取扱基準を次のように定め、安芸高田市教育委員会で許可できるものについて判断するとともに、文化庁長官への許可申請に対応する。

また、現状変更等の許可が必要かどうかについては、明確に判断できるものを除き、関係する行為を行う者が安芸高田市教育委員会に相談し、確認することを基本とする（相談・事前協議）。

こうした取扱方針及び取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国・県と協議し、指導・助言を得ながら、適切に対応する。

さらに、許可された行為については、その申請者に対して、関係する法令等（森林法、都市計画法、その他関係する法令及び条例等）の遵守、及び遺構の保存と史跡の景観への配慮について周知を図ることとする。

なお、文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

【現状変更等の取扱方針（行為の対象と内容）】

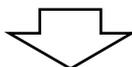
■行為の対象に関する取扱方針

- 史跡の調査や保存・活用に関わる行為、森林の管理、現に営まれている宗教活動等において必要な建築物・工作物の整備（新築・建替え、新設、改修等）、及び既設の建築物・工作物の取り壊し、撤去・移設等を除き、原則として現状変更は認めない。

■行為の内容に関する取扱方針

～史跡の本質的価値を構成する要素（遺構）の保存と史跡の景観への配慮（史跡の景観への阻害とならないこと）の原則～

- 遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。
- つまり、現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観（意匠・色）に留意することが前提条件である。
- ※影響の軽微である場合等を除く[文化財保護法第125条（第1項ただし書き）]。
- ※景観に関しては、広島県屋外広告物条例に基づく事務がある。



「現状変更等の取扱方針」を大前提として、
郡山城跡における現状変更等の取扱基準を運用する。
（次頁からの「現状変更等の取扱基準」）

表 7-3 郡山城跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

区分	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン	
行為の内容に関する取扱方針(前提)	史跡の本質的価値を構成する要素（遺構）の保存と史跡の景観への配慮（史跡の景観の阻害とならないこと）の原則（前頁を参照）			
現状変更等の取扱基準	あずまや等の 便益施設	○史跡の保存・活用に必要な小規模な建築物(あずまや、倉庫等の便益施設)については、国・県と協議し新築又は建替え(新築した場合)を判断する。 ○上記の便益施設の修繕・撤去を認める。	(同左)	(同左)
	建築物(あずまや等便益施設を除く)	○上記の便益施設を除き、建築物の新築を認めない。 ※現状において建築物は立地していない。	※現存する、又は新築した建築物は「既存建築物」という(以下同様)。 ○既存建築物の建て替えについては、現在の規模程度を目安に認める。 ○原則として、新たな建物の新築を認めない。 ただし、史跡の保存・活用又は宗教活動上必要な小規模な建築物については、国・県と協議し新築を判断する。	○原則として、建築物の建替え及び新築を認めない。 ただし、史跡の保存・活用や公共の福祉において、建替え又は新築が必要となった場合には、国・県と協議し判断する。
	修繕・部分改築・撤去	-	○既存建築物の増築 ^{*1} は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存・活用又は宗教活動上必要な場合には、小規模な増築についてのみ行為の内容を勘案し、認めることがある。 ○既存建築物の部分改築 ^{*2} や修繕(修理) ^{*3} 、模様替え ^{*4} 及び改修 ^{*5} を認める。	○原則として、建築物の増築を認めない。 ただし、史跡の保存・活用や公共の福祉において、増築が必要となった場合には、国・県と協議し判断する。 ○既存建築物の部分改築や修繕(修理)、模様替え及び改修を認める。
	-	-	○既存建築物の撤去を認める。	(同左) ※将来的には建物・その他構造物の撤去により、史跡としての土地利用に移行させる。

※ 1 増築

敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。建築基準法上は、同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合も含む。

※ 2 改築

従前の建築物を全部又は一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの(著しく異なるもの)を建てること。元の建物と異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

なお、建替え(新築)は従前の建築物にこだわらない。

※ 3 修繕(修理)

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※ 4 模様替え

建築物の部分を、現状とは異なる仕様(材料、色)を用いて、構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲でつくり替え、性能や品質を回復させること。

※ 5 改修

き損・劣化した建築物・工作物の原状回復(復旧、修繕)にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保存と史跡としての景観との調和を前提とする。

表 7-3 郡山城跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

区 分	山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン	
現状変更等の取扱基準	復旧・改良 道路・園路・広場の新設	○原則として、既設の園路・広場的な空間以外は新設を認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資する郭への新たなルート（園路）の整備については、工法・材料を勘案して認める。	○参道（道路）・園路の新設は認めない。	○史跡として整備する場合や公共の福祉において必要な施設整備を行う場合を除き、園路・広場の新設は認めない。
		○既設の参道・園路の復旧・改良を認める。	○今後園路を整備した場合は、その復旧・改良を認める。	○今後園路を整備した場合は、その復旧・改良を認める。
	の新設・改良 上下水道・水路	○史跡の維持管理において必要な水路の新設・改良を認める。	○史跡の維持管理や宗教活動上必要な上下水道や水路の新設・改良を認める。	○当該施設や史跡の維持管理において必要な上下水道、水路の新設・改良を認める。
工作物	設置（新設）	○説明板やその他史跡の保存・活用に必要な施設・設備、及び防災・安全に必要な施設・設備以外の工作物については、設置（新設）を認めない（行わない）。	（同左）	（同左）
	改修・更新、撤去	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理及び必要に応じて改修・更新を行う。 ○き損や老朽化、更新（再整備）に伴う工作物の撤去を認める。	（同左）	（同左）
地盤改良	○土地の造成は、原則として認めない。 ただし、盛土による遺構の保存や園路の整備は、内容を勘案して認める。	○土地の造成は、原則として認めない。 ただし、排水の改良や石垣の崩落を防止する地盤改良は、内容を勘案して認める。	○土地の造成は、原則として認めない。 ただし、盛土による園路・広場、その他施設の整備は、内容を勘案して判断する。	
木竹伐採	○森林の管理（間伐）、遺構の保存、景観の保全・形成、防災や安全の確保に関する部分的な樹木の伐採を、その内容を勘案して認める。 ○竹林に関しては、その状況や樹種転換を勘案し、面的な伐採を判断する。 ○風致保安林については、広島県の保安林担当部署と協議・調整した上で取扱基準を定めることとする。	○森林の管理（間伐）、遺構の保存、景観の保全・形成、防災や安全の確保に関する部分的な樹木の伐採を、その内容を勘案して認める。	○遺構の保存、景観の保全・形成、安全の確保、近隣への配慮に関する樹木の伐採を認める。	
植林・植栽	○森林の管理上必要な植林以外は、原則として、新たな植栽は認めない。 ただし、遺構の保存において必要な植栽は認める。	○原則として、新たな植栽は行わない。 ただし、遺構の保存や修景において必要な植栽は、その内容を勘案して判断する。	○原則として、新たな植栽は行わない。 ただし、当該地区の利用（緑陰の確保）や修景において必要な植栽は、その内容を勘案して判断する。	

表 7-3 郡山城跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為） 3/3

区 分		山城跡ゾーン	墓所ゾーン	伝・御里屋敷跡ゾーン
現状変更等の取扱基準	発掘調査等	○発掘調査はその必要性や範囲、方法等を明確にした上で、国・県と協議し実施を判断する。 ○土砂の流出・崩落等が生じるなど予期していない状況が生じた場合、その復旧において、必要に応じて遺構の保存を前提に発掘調査や遺構確認調査を実施する。 ○上記の現状変更等の対象とする範囲は、遺構の保存の観点から必要最小限とする。		
	その他	○前記の事項及び想定している状況以外で現状変更の必要性が生じた場合には、その内容を勘案して判断する。 ○安芸高田市教育委員会においての対応が難しい場合には、国・県と協議して判断する。		

2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査

(1) 追加指定

郡山の山裾部分の史跡指定地以外については、関係権利者等の理解を得ながら、原則、追加指定に向けて取り組む。

また、今後の調査・研究で郡山城跡の遺構や関連遺構（吉川元春や小早川隆景の館跡、家臣団の屋敷跡）が確認され、かつ、史跡指定地とすることが求められる区域については、追加指定を検討する。

(2) 土地の公有化

史跡指定地（追加指定した場合を含む）については、必要に応じて土地の公有化を図る。

(3) 日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡指定地やその周辺については、地域住民や地域活動団体と連携し、清掃美化や草刈りの定期的・持続的な実施を図るとともに、史跡の定期的な点検を行う体制を構築する。

(4) 保存に関する調査・研究の実施

郡山城跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理するとともに、関係機関や学識経験者等と連携し、文献調査や関係する研究論文、その他資料等の調査・研究を持続的に行う。

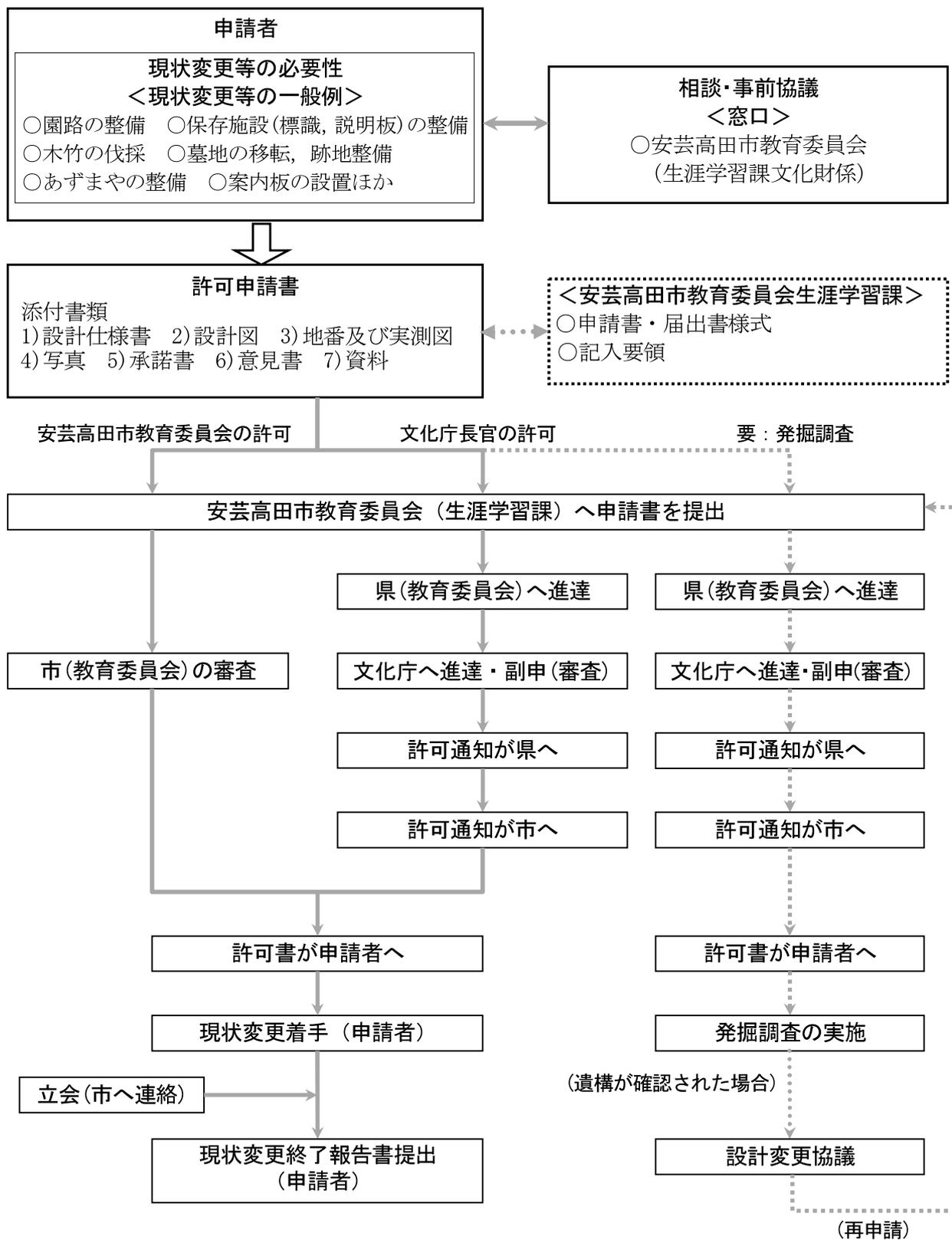
また、これまでの調査成果を踏まえながら、目的や手法の明確化及び調査体制の確保を図り、遺構の保存に留意しながら、発掘調査をはじめとした考古学的調査の計画的な実施に努める。

これらに加え、郡山城跡一帯の植生や地質、地下水、斜面崩落が発生しやすい箇所・地盤が安定している区域などに関する基礎的な調査・研究にも取り組む。

上記の各種調査・研究で得られた成果の整理・データベース化に取り組む。

これらの成果については、史跡の保存管理や活用、整備に活かす。その中では安芸高田市歴史民俗博物館を中心に効果的に収蔵保管・展示するとともに、多様な手段・媒体を考慮しながら、郡山城跡や関連する文化財、及び毛利氏に関する資料・情報を適切に公開・活用する。

さらに、全国的な郡山城や山城研究（研究者）のネットワークの構築に努め、そのセンター的な役割を安芸高田市が担うことを検討する。



※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図 7-2 史跡毛利氏城跡（郡山城跡）の現状変更等の手続きの流れ

主として保存に関わる事項

主として保存に関わる法的・行政的措置

■法的措置

- 史跡の指定・追加指定
- 現状変更等の許可申請に係る事務
- 周辺地域の環境の保全のための法的規制

■行政的措置

- 指定地の土地の公有化
- 保存活用計画の策定（本計画）
- 日常的な維持管理に関する施策・その他

主として保存を目的とする技術（技術的措置）

■維持管理

- 点検
- 維持的措置

■保存のための管理

<保存・管理>

- 保存施設（標識，説明板，境界標，注意札，囲い）
- 応急的に行う小規模な地形等の復旧及び小修理

<防災（安全）>

- 防災施設（安全対策→整備・活用）
- 耐風・耐震・耐雪のための補強
- 急傾斜地の崩落防止
- 病虫害防除，鳥獣対策

■復旧

<遺構等の保存>

- 保存処理（植栽への対応を含む）
- 保存環境の改善

<修復>

- 保存修理
- 復元修理（保存修理の一部），復元展示

学術調査（発掘調査ほか）

主として活用に関わる事項

■環境基盤の整備

- 地盤整備（盛土・切土造成，排水施設），修景（修景植栽），環境保全（植生の整備）

■遺構の表現

- 遺構空間の表現（地形復元），遺構の表現（展示，表示，復元），解説・展示

■公開・活用及び管理運営に関わる施設の整備

- 公開・活用施設（園路・広場，解説板，案内板，音声解説，ICT活用の解説）
- 便益施設（休憩施設（あずまや，ベンチ等），トイレ，水飲み，緑陰）
- ガイダンス施設・体験学習施設，展示施設（模型展示等）
- 維持管理施設（防災設備，水道設備，照明設備，電気設備）
- 管理運営のための建物（管理棟，倉庫），駐車場

※その他：公開，立案・宣伝，運営（地域連携，ボランティア・市民活動への支援）

(5) 非常災害時における保存管理及び復旧への対応

災害等による史跡指定地の地形や環境の変化、遺構のき損、又はそうした事態の恐れが生じた場合において、き損等の防止や復旧に迅速に取り組む必要があることから、想定される緊急事態とそれに対する対処などを例示する。

なお、許可不要の場合においても、国・県に報告する。

表 7-4 非常災害時における保存管理への対応

想定される緊急事態	行為の内容	現状変更等の許可の有無と対応	
き損防止への緊急的な備え	差し迫った豪雨・台風からの被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構へ影響しない簡易な(応急的な)立ち入り禁止の柵の設置 ・崩落の恐れのある石垣、切岸へのシートの設置 ・土のう等の設置による応急的な雨水のルートの確保 	・安芸高田市教育委員会の許可
	整備工事の過程での鳥獣被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な雨水排水対策工事 	・文化庁長官の許可
		<ul style="list-style-type: none"> ・遺構へ影響しない簡易な(応急的な)防護柵等の設置 ・遺構露出部分などへのシート又は土のうの設置 ・恒久的な防護柵の設置 	・安芸高田市教育委員会の許可 ・文化庁長官の許可
き損↓復旧	土砂の流出入	<ul style="list-style-type: none"> ・き損拡大防止のシート、土のうの設置等 ・郭、園路等に流入した土砂の撤去 	・許可不要(表7-2:非常災害のために必要な応急措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・流出した箇所への復旧・防災対策工事 	・文化庁長官の許可
	石垣、切岸等遺構のき損 法面の崩落	<ul style="list-style-type: none"> ・き損拡大防止のシート、土のうの設置等 	・許可不要(表7-2:非常災害のために必要な応急措置)
		<ul style="list-style-type: none"> ・き損・崩落箇所の復旧・防災対策工事 	・文化庁長官の許可
	暴風雨等による倒木等	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木の除去 	・許可不要(維持管理行為)
		<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の伐採 	・許可不要(表7-2:非常災害のために必要な応急措置)
<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の抜根 		・文化庁長官の許可	

表 7-5 史跡内の災害復旧対応事例

番号	年月	事例	被害状況	対応
1	平成 22 年 (2010) 7 月	吉田高校隣接地 (私有地) の法面 崩壊による土砂流 入	倉庫 3 棟全壊 校舎一部損壊	破損→通報→現場対応 (来訪者の危険 防止のため三角コーン等で危険を周 知・注意書き) →き損届→現状変更→ 復旧作業→復旧完了→完了→報告
		毛利隆元墓所の参 道斜面が崩落し, 下方の市道に土砂 が流入	幅 8 m × 高さ 4 m	破損→通報→現場対応 (来訪者の危険 防止のため三角コーン等で危険を周 知・注意書き・シート養生) →き損届 →現状変更→復旧作業→復旧完了→完 了報告
		満願寺跡手前付近 の法面の土砂が崩 落	幅 5 m × 高さ 2 m	破損→通報→現場対応 (来訪者の危険 防止のため三角コーン等で危険を周 知・注意書き・シート養生) →き損届 →現状変更→復旧作業→復旧完了→完 了報告
2	平成 23 年 (2011) 10 月	毛利元就墓所の石 垣が崩落 遊歩道の一部が損 傷 毛利一族墓所の西 側・休憩所建物南 側石垣の一部が集 中豪雨により崩壊	崩落範囲 長さ約 8 m 幅約 1 m ~ 2 m 高さ約 3 m	破損→通報→現場対応 (登山道の通路 脇にあたるため、崩落・危険場所への 立ち入り防止 (ロープ、カラーコーン、 バーを設置)) →シートで覆い、崩落 の進行を防止→き損届→現状変更 (空 積みによる復旧では、崩壊を繰り返し、 被害を拡大する恐れがあるため胴込コ ンクリート構造とし、水抜きを施し安 定を図る工法で実施) →復旧作業→復 旧完了→完了報告
3	平成 24 年 (2012) 7 月	毛利一族墓所モミ ジ倒木		倒木→通報→き損届→現場復旧 (伐採・ 撤去、積み置き、根元回りのはずれ落 ちた石は付近の土盛の崩壊防止のため 旧状に戻した)

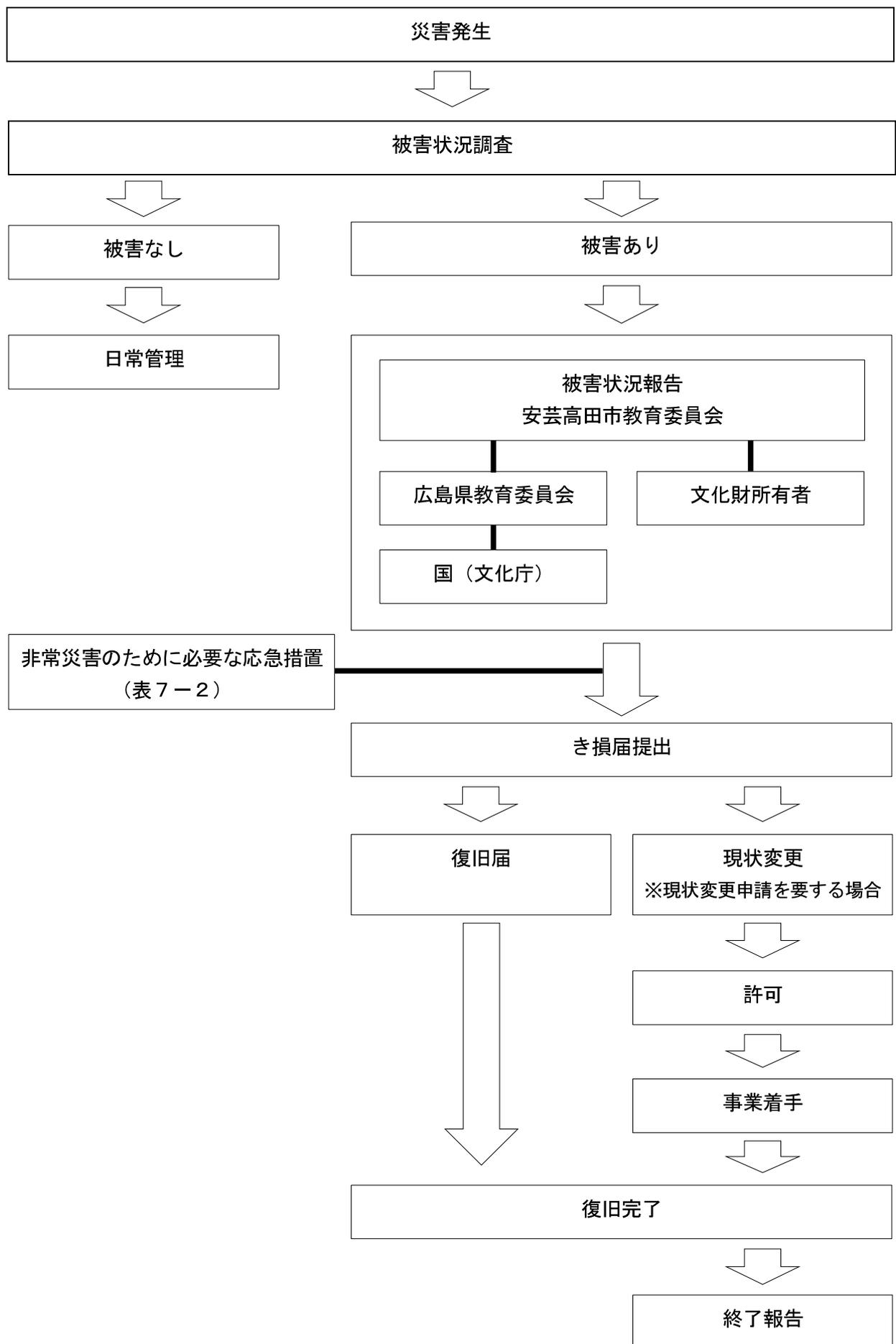


図 7-3 史跡内の災害復旧対応の流れ

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

文化財を通じた郷土愛や地域への愛着の醸成、文化財の保存・活用へのきっかけづくりに向け、市民や地域活動団体と連携しながら、郡山城跡の本質的価値を構成する要素をはじめとした文化財、それらを取り巻く自然環境や景観を、体験したり、学んだりできるよう、場や機会の確保・充実に取り組む。

具体的には、学校教育、生涯学習において、郡山城跡や関連する歴史文化の活用を進めるとともに、関係機関や学識経験者と連携し、郡山城跡の調査・研究、及びその成果の公開・活用に努める。

また、調査・研究の成果や史跡整備の状況を踏まえながら、史跡の保存を前提に、市民・安芸高田市・観光協会や郡山城史跡ガイド協会、その他地域活動団体が主体となった郡山城跡を活かした観光・地域おこしの取組を促進する。

加えて、地域・市域レベル、さらには北広島町や三原市をはじめとした広域的な広がりの中で、郡山城跡及び毛利氏に関わるネットワークづくりや連携の強化に努める。

こうした取組や歴史文化の情報については、適切かつ効果的に提供・発信する。

第2節 活用の方法

●学校教育における史跡の活用

小・中学校において、郡山城跡や多治比猿掛城跡を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てる。

また、児童・生徒を主対象として、郡山城跡や多治比猿掛城跡、その他関連する文化財、地域の歴史文化を分かりやすくまとめたパンフレットの作成又は副読本等のさらなる活用を検討する。

●生涯学習（社会教育）における史跡の活用

郡山城跡に関わるテーマを見いだし、安芸高田市歴史民俗博物館における企画展の継続的な開催、講座や講演会、シンポジウムの開催を図る。

また、郡山城跡や多治比猿掛城跡、その他関連する文化財をめぐり、体験する機会の確保を図る。

こうした取組については、原則として市内外への情報発信を図り、市外からの参加を受け入れる。

●史跡毛利氏城跡や関連する遺跡及び市内における歴史文化のネットワークづくり

安芸高田市観光協会や郡山城史跡ガイド協会、地域活動団体と連携しながら、史跡毛利氏城跡を構成する郡山城跡と多治比猿掛城跡、及び関連する山城跡・陣城跡等をつないだ活用を進める。

また、その他の文化財、自然、景観資源、観光資源をつなぐ周遊コースを設定し、その活用に向けて取り組む。

●市域を越えた広域的なネットワークづくりと文化財の活用

毛利輝元が築城した広島城（広島城跡）のある広島市、吉川氏の史跡のある北広島町、小早川氏の史跡のある三原市との交流活動を継承・充実させる。

また、毛利氏や郡山城跡に関わる文化財やゆかりの地は、広域的に存在しており、そうした地域や場所とのネットワークづくりに取り組む。

さらに、全国的な郡山城や山城研究(研究者)のネットワークの構築,及びそのセンター的な役割については(第7章第2節2を参照),活用の面からも機能・内容を検討する。

●郡山城跡や毛利氏を活かした観光・地域おこし

郡山城跡を守り,活かす地域の活動・行事を支援し,四季を通じて利活用される史跡を目指す。その中では,地域外・市域外からの来訪者を意識したイベント等の開催も促進する。

また,郡山城史跡ガイド協会等と連携し,ガイドの養成,案内板やパンフレットの整備・更新に努めるとともに,外国人観光客を含め観光客の受け入れ体制の整備・充実に取り組む。

●大学等高等教育機関・研究機関との連携

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し,郡山城跡の調査・研究を持続的に進めるとともに,その成果を学校教育や生涯学習,さらには観光・地域おこしに活用する。

●ガイダンス機能の整備

郡山城跡に関するガイダンスとしても安芸高田市歴史民俗博物館の活用及び充実・強化を図る。

また,道の駅の情報提供機能の充実,多目的な歴史広場の確保・整備(説明板等,屋外展示施設(模型)設置の候補地の一つ)によるガイダンス機能の確保を図る。

その他の公共施設における郡山城跡の情報提供,ICT(情報通信技術)の活用,パンフレットの作成,観光ガイドの養成等を通じて総合的にガイダンス機能の充実・強化を図る。